

## 長崎県高等学校文化連盟「JRC・ボランティア専門部」規定

### (名 称)

第1条 本専門部は、長崎県高等学校文化連盟「JRC・ボランティア専門部」と称する。

### (目 的)

第2条 本県高校生をはじめ多くの方々に、長崎県青少年赤十字（以下「JRC」とする。）活動及び各種団体等が行なうボランティア活動等への理解を深め、活動の更なる充実を図るとともに長崎県高等学校文化連盟（以下「県高文連」とする。）の発展に寄与する。

### (事 業)

第3条 本専門部は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 1 県高文連主催に関すること。
  - (1) 長崎県高等学校総合文化祭における専門部事業。
  - (2) その他、県高文連に関する事業。
- 2 本専門部活動の円滑な運営及び充実・発展に関すること。
- 3 各種ボランティア活動への支援・協力に関すること。
- 4 その他、必要とされる事業

### (組 織)

第4条 本専門部は、長崎県青少年赤十字高校部会加盟校及び各種ボランティア団体等を有する学校で組織する。

### (役員及び事務局)

第5条 本専門部の役員及び選出は、原則として次のとおりとする。

- 1 専門部長1名（校長）。部長は、JRC高校部会会長とする。
- 2 専門委員長1名。専門委員長は、JRC高校部会事務局幹事とする。
- 3 専門委員1～2名。専門委員は、専門委員長が所属する学校所在地区以外の地区加盟校から選出する。
- 4 会計1名。専門委員長が所属する学校（JRC高校部会事務局）又は専門委員から選出する。
- 5 監査1～2名。本専門部加盟校から選出する。

第6条 役員任期は、原則として次のとおりとする。

- 1 専門部長の任期は、2年とする。
- 2 専門委員長、専門委員、会計、監査は2年とする。
- 3 役員が任期途中で異動、退職等により退任した場合は、当該校へ赴任する校長、教諭等が就任する。

第7条 本専門部事務局は、原則としてJRC高校部会事務局とする。

第8条 役員及び事務局（第5条～第7条）に関してやむを得ない事情等により変更等が考えられる場合は、本専門部役員会及び定例会議で協議する。

### (会 議)

第9条 本専門部の会議は、次のとおりとする。

- 1 定例会議は年間2回とし、年度初めと年度末に開催する。
- 2 役員会は、第5条の役員会をもって構成し、専門部長が状況に応じて招集する。
3. その他、必要に応じて臨時総会等を開くことができる。

(会 計)

第11条 本専門部の会計は、県高文連補助金その他の収入をもってあて、会計年度は、県高文連の定める所による。

第12条 毎年度の予算・決算は、本専門部の定例会議並びに県高文連において承認を得るものとする。

第13条 本会計に関する文書は、10年間保存しなければならない。

(本規定の改正)

第14条 本規定の改正は、本専門部の定例会議で審議し、出席者の過半数の承認を得ることを必要とする。

附則

- 1 本規定は、平成29年4月1日から